

協働のまちづくり活動支援事業選考基準

協働のまちづくり活動支援事業選考委員会

1 評価項目

- ① 地域の課題解決に役立つ
 - ② 専門性が発揮されている
 - ③ 独創的な取り組み
 - ④ 新たな取り組み
 - ⑤ 市民への広がりが期待できる
 - ⑥ 地域の活性化につながる
 - ⑦ 確実な実行が見込める
 - ⑧ 継続した取り組みが期待できる
- 以上、8項目を定めます。

2 選考方法

- ① 応募事業について申込書及び説明の内容について質疑を行います。
- ② 応募事業について申込書と説明内容を総合して評価項目に基づき採点します。
- ③ 採点結果に基づき応募事業の順位付けを行い、補助事業及び補助金額について選考します。

3 補助金の配分

採点結果に基づき補助対象経費を審査し、対象事業に要する経費の3分の2以内、ただし、申請者に、企画から実施まで関わる自治会・他の市民活動団体が含まれる場合は、補助率10分の9以内（1団体15万円を限度）として補助金を算定します。

4 その他

平成28年度協働のまちづくり活動支援事業募集要領により選考します。

(対象経費)

区分	補助対象となる経費
報償費	外部講師謝礼 ※源泉徴収が必要な場合もある。
旅費・交通費	外部講師招へい旅費、当該事業の研修に参加する会員の旅費
需用費	消耗品費・燃料費・印刷製本費等
食糧費	原則不可 ※料理教室の食材など、使用しなければ事業が成り立たない場合は対象となる。
役務費	郵送費・通信費・保険料等
使用料・賃借料	会場使用料・機材借上料・バス借上料等
備品購入費	事業の実施にあたり、直接必要と認められる備品
負担金	研修の受講に要する受講料等
その他	補助することが特に必要・適当と認められる経費

※人件費や家賃など団体の管理運営に要する経常的な経費は対象となりません。